

障害に関する相談窓口

障害福祉制度の相談窓口は、社会福祉課、各支所地域振興室（東城支所は市民生活室）が担当しています。
また、市内の相談支援事業所や障害者相談員でも相談を受けることができます。お気軽にご活用ください。

障害者相談支援事業所

障害のある人やその家族からの、地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービスなどの情報提供や利用のための援助、関係機関との連絡調整など、支援を行います。

事業所名	住所・電話番号	主な担当地区	
相談支援事業所えーる	三日市町5017-6 ☎0824-72-7310	障害児・者	本村・峰田・東・北
		障害児	東城（東城）
相扶の郷相談支援事業所	尾引町263-2 ☎0824-74-0611	障害児・者	山内・口和・高野・比和
		障害児	東城（帝釈）
ありす相談支援事業所	東城町川西1332-5 ☎08477-2-3121	障害者	東城
相談支援事業者ゆうき相談所	総領町稲草77 ☎0824-88-3123	障害児・者	庄原・総領
		障害児	東城（久代・新坂・田森）
相談支援事業所ひまり	総領町稲草1005-1 ☎0824-74-6677	障害児・者	高・敷信・西城
		障害児	東城（小奴可・八幡）

身体障害者相談員・知的障害者相談員

「身体障害者相談員」「知的障害者相談員」は市が委嘱しており、身体障害や知的障害のある人のさまざまな相談に応じ、市・関係機関の援助を受けられるよう支援を行っています。また、各地区で定期相談会も実施していますので、お気軽にご相談ください。（直近の相談会の日程は24ページに掲載しています）

担当地区	身体障害者相談員	知的障害者相談員	問い合わせ
庄原	ぬしだ しゅうぞう 主田 修三 おおえ たけよし 大江 武芳 ほりえ ただよし 堀江 忠義	みつこうち いっお 三河内 偉津夫 わだ たかみ 和田 孝美	社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210
西城	ふじわら かずえ 藤原 和恵	ひらい まさずみ 平井 正澄	西城支所地域振興室 ☎0824-82-2202
東城	みづなが よしか 水永 芳香	いそかわ ゆみこ 磯川 由美子	東城支所市民生活室 ☎08477-2-5131
口和	みやぎき けんじ 宮崎 憲二	たけおか のぶえ 竹岡 伸榮	口和支所地域振興室 ☎0824-87-2112
高野	ふじもと えりこ 藤元 恵里子	おちたに えつみ 落谷 悦三	高野支所地域振興室 ☎0824-86-2115
比和	もりちか あきよし 森近 秋義	とだに しげみ 戸谷 繁美	比和支所地域振興室 ☎0824-85-3001
総領	もりかわ しゅうじ 森川 修次	—	総領支所地域振興室 ☎0824-88-3063

就労に関する相談・支援機関

事業所名	住所・電話番号	内容
ハローワーク庄原 （三次公共職業安定所庄原出張所）	中本町一丁目20-1 ☎0824-72-1197	障害のある人のための専門の相談窓口があり、職業相談や紹介、トライアル雇用事業などを実施。
備北障害者就業・生活支援センター	三次市十日市東三丁目14-1 （三次市福祉保健センター1階） ☎0824-63-1896	障害のある人の職業的自立を実現するために、ハローワークなどの関係機関と連携して、就労相談、適正評価、職場開拓および定着支援を実施。

障害でお困りの方へ 障害福祉施策を紹介します Vol.1

社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210

市は、障害のある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さまざまな福祉サービスの提供や事業を実施しています。これらのサービスや事業を多くの人に知ってもらい、利用してもらうため、本市の取り組みについてシリーズで紹介いたします。今回は、障害者手帳と相談窓口について紹介します。

障害者手帳

障害者手帳は、障害によって日常生活に支障のある人などに交付される手帳です。障害の内容によって、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類に分かれています。

手帳を取得した人は、障害に対する支援や税金の軽減など、さまざまな福祉サービスを受けることができます。

障害者手帳の種類

手帳の種類	対象者	申請に必要なもの
身体障害者手帳 （1～6級）	病気やけがで身体の機能が制限され、日常生活に支障があり、回復の可能性が低いと判断された人。 ※特定の病気になった人に交付されるものではありません。	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 指定医師による「診断書・意見書」（所定の様式） 写真2枚（縦4cm×横3cm） 個人番号確認書類
療育手帳 （A、A、B、B）	知的機能の障害がおよそ18歳までの発達期に現れ、日常生活に支障があり、何らかの支援を必要とする人。 ※判定が必要です。判定会は、予約専用ダイヤル（☎082-400-9010）へ連絡し予約してください。	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 身体障害者手帳（交付を受けている人） 写真1枚（縦4cm×横3cm） 個人番号確認書類
精神障害者保健福祉手帳 （1～3級）	統合失調症やてんかん、発達障害などの精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期間にわたり日常生活や社会生活への制約がある人。	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 診断書（所定の様式） または精神障害を事由とする年金証書 写真1枚（縦4cm×横3cm）（任意） 個人番号確認書類

◎ご注意ください◎ 手帳の認定には審査があり、結果によっては該当にならない場合があります。

手帳を取得した人が受けられる福祉サービス

- 各種税金の軽減（所得税・住民税・自動車税・軽自動車税など）
- 各種料金の割引（NHK放送受信料、バス・JR・タクシー料金、有料道路利用料金など）
- 医療費の一部助成（重度心身障害者医療など）
- 障害者外出支援券の交付（福祉タクシー券・自動車燃料助成券）
- 各種障害福祉サービスによる支援 など

※手帳の種類や等級により、受けられる割引や助成などが異なります。

申請窓口・問い合わせ

社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210 （または各支所地域振興室・市民生活室）

※申請書や診断書の様式もこちらで用意しています。